

### 3. 用語解説

#### 【外部評価】

学校の教育活動等について、学校側が選定する学外者から評価を受けること。

#### 【科学研究費補助金】

文部科学省及び日本学術振興会が所管し、日本の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする研究助成費。大学等の研究者又は研究グループが自発的に計画する多様な学術研究のうち、それらの研究分野の動向に即して、ピア・レビューにより特に重要なものを取り上げ、研究費を助成する。萌芽期の研究から最先端の研究まで、多様なメニューで研究者を援助している。そのほか、厚生労働省が交付する厚生労働科学研究費補助金等もある。

#### 【戦略的大学連携支援事業】

国公立大学間の積極的な連携を推進し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的とする支援事業。

#### 【質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）】

大学設置基準等の改正等への積極的な対応を前提に、各大学・短期大学・高等専門学校から申請された、教育の質の向上につながる教育取組の中から特に優れたものを選定し、広く社会に情報提供するとともに、重点的な財政支援を行うことにより、我が国全体としての高等教育の質保証、国際競争力の強化に資することを目的とするもの。

#### 【中期目標】

国立大学法人等が6年間で達成すべき業務運営に関する目標。文部科学大臣は、当該国立大学法人等に示すとともに公表している。公立大学法人については、6年間の中期目標を設立地方公共団体の長が当該公立大学法人に指示するとともに公表している。

#### 【中期計画】

国立大学法人等が、文部科学大臣が示す中期目標を達成するために作成する計画。中期計画を作成若しくは作成した中期計画に変更を加える場合には、文部科学大臣の認可を受けなければならない。公立大学法人については、設立地方公共団体の長が指示する中期目標を達成するために当該公立大学法人が作成しており、計画の作成又は変更にあたっては、設立地方公共団体の長の認可を受けなければならない。

#### 【リカレント教育】

学校教育を修了後、一度社会に出た者を対象に行われる教育。職場から離れて行われるフルタイムの教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれる。